

(仮称) パートナーしがプラン2025 (原案) に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)7月16日(金)から8月16日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、(仮称)パートナーしがプラン2025(原案)についての意見・情報の募集を行った結果、72名(市町、団体を含む)の方から、190件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1章 計画の趣旨	1件
第2章 男女共同参画の現状・課題	6件
第3章 計画の基本的な考え方	1件
第4章 重点施策と取組の方向	—
重点施策Ⅰ 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現	30件
重点施策Ⅱ あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展	9件
重点施策Ⅲ 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現	18件
重点施策Ⅳ 男女共同参画意識の浸透	8件
第5章 計画の総合的な推進	1件
その他(各項目に分類できないもの)	8件
考え方を示した意見・情報 合計	82件
上記各項目と同様の意見・情報	80件
施策を実施する上で参考とさせていただく意見・情報	28件
合 計	190件

3. パートナーしがプラン2025（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
第1章 計画の趣旨			
1	4	<p>原案では「ジェンダー平等およびジェンダーの視点」と「男女共同参画の視点」の用語がそれぞれ使用されていますが、ジェンダー平等の視点と男女共同参画の視点には違いがあるのか。同じであるなら用語の統一をお願いする。</p> <p>ほか同様の御意見 2件</p>	<p>男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づく計画であることから、基本的に「男女共同参画」の用語を主に使用していますが、SDGsのゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメント」が掲げられていることから、SDGsに関する記載においては、SDGsにおける定義に則して「ジェンダー平等」等の用語を使用しております。</p>
第2章 男女共同参画の現状と課題			
2	4	<p>新型コロナウイルス感染症の影響として、女性の就労や生活面における非常に厳しい現実が明白になったという分析がなされているが、計画はこれまでの内容と大差ないように思われ、危機感が薄いと感じる。失業による生活困窮やDV、自殺の増加など一刻の猶予もならない状況に対して、啓発や意識づけよりも踏み込んだ、具体的な行動計画を示していただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によっては、日頃の男女共同参画にかかる課題が顕在化したと考えております。喫緊の課題についてはそれぞれの課題に応じた取組を行っているところであり、本計画は令和7年度までの一定の期間について、男女共同参画社会に向けた施策の方向を示すためのものであることから、原案通りとします。</p>
3	6	<p>共働き世帯の増加の記載などについて、就労できない男性のことなどが考慮されていない。誰一人取り残さないどころか、障害があったり、病気、育児、不登校、引きこもりなどと相談できる場や居場所がなくなるので何とかしてほしい。</p>	<p>御意見も参考にしながら、様々な状況にある方々の相談に対応できるように取り組んでまいります。</p>
4	7	<p>困難を抱える人々に父母以外の家族構成は含まれるのか。困難を抱える人々の範囲を次回のアンケート段階から項目を増やし、実情に即した情報をとり施策の充実を期待する。兄弟姉妹だけ、祖父母、叔父叔母、他人同居など構成は多様で困難は複雑化している。</p>	<p>ひとり親家庭を対象とした調査であり、御指摘のようなデータは含まれません。御意見も参考にしながら、男女共同参画に関連するデータを収集し施策の推進に生かしてまいります。</p>
5	8	<p>「自身の役割をこなし、日常生活のサイクルが回せている限りは、痛みやだるさなどを認識しにくい、後回しにする傾向がある」のは男性も同じで、むしろ職場の圧力や『出世競争や療養に対する福祉の不備からのドロップアウトへの恐怖』から、回せなくなっても病院に行くのを躊躇うケースがある。このような『男性を福祉から外すような表現』は改められたい。</p>	<p>平成30年度「健康しが」県民意識調査の結果による記載であり、女性の健康診断の受診率が低いなど、特に女性の健康への対応が課題となっております。御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 一方、女性は育児・家事・仕事などの…</p> <p>【修正後】 <u>県が行った調査では</u>、女性は育児・家事・仕事などの…</p>
6	11	<p>M字カーブの要因の一つの「男性年間賃金の低さ」については、取り扱いに注意されたい。男女共同参画を進めるためには男性の給与を安くしようという運動につながりかねない。</p>	<p>御意見も参考にしながら、データの活用や表現に留意し広報等に取り組んでまいります。</p>
7	14	<p>「共働き」という用語は無収入の「主婦(夫)」「家庭内介護」を労働していないとみなすアンコンシャスバイアスによる用法であり、収入が伴う稼働だけを「労働」とみなさず、非稼働の労働も労働の一部であると確認するため、用語解説を加えながら、「共働き」「共稼ぎ」を使い分けていくべきである。</p>	<p>夫婦ともに就業している状態については、一般的に「共働き」の用語が定着していると考えています。また12頁は出典の「社会生活基本調査」の結果の概要における用語の用法を使用しており、原案のとおりとします。</p>
第3章 計画の基本的な考え方			
8	15	<p>「男女共同参画の視点」は、具体的にどういった視点なのか。重要なポイントであり、わかりやすく記述されたい。</p>	<p>男女共同参画社会基本法や県男女共同参画推進条例における男女共同参画の理念に基づき、男女が個人として個性および能力を発揮する機会を確保することや、社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立とすることなどの視点を様々な分野に広げていくという観点から記載しています。たとえば防災対応においては、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮するといった視点を持つことが重要と考えています。</p>

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
第4章 重点施策と取組の方向			
重点施策Ⅰ 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現			
(1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発			
9	19	差別は人を傷付け、行うべきでない行為であるが、差別を禁止すると書くことで、更に差別を助長するのではないか。インターネット社会・地域社会を委縮させ、更に、表現の自由を委縮させる可能性があり危険である。	男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権を巡る問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等を進めることが重要と考えております。また、人権施策推進計画における様々な人権問題に対応する取組と整合を図る観点から、原案のとおりとします。
10	19	性的指向や性自認により不当な扱いや偏見・差別に苦しんでいる人々などに対する社会の関心と理解を深めるだけでなく、当事者に対する支援も必要と考える。	様々な人権に関する相談の実施等当事者への支援については「滋賀県人権施策推進計画」において示しており、原案通りとします。
11	19	「性自認・性的指向」の表記の並びを揃えてはどうか。	御意見を踏まえ、「性的指向・性自認」に統一します。
12	19	自己の性自認・性的指向について悩み、迷う時期が義務教育の時期であり、子どもへの正しい教育、保護者への啓発が大切である。教職員が軽はずみな言動で子どもたちを傷つけることのないよう、教職員への研修を念頭においていただきたい。	御意見を参考にしながら、教職員等に対して、研修等により、必要な情報提供を進めてまいります。
13	19	LGBTQからSOGIへ観点が拡大変化していると記述できないか。LGBTQの認知度が上がるようこれまで努力されてきた結果、その存在の認知度が広がってきている現状がある。SOGIへより広い観점에서理解を促進させるには経緯の丁寧な説明が必要と考える。用語説明に加えられたい。	御意見を踏まえ、性的指向・性自認の用語に下記のとおり注釈を加えます。 「性的指向(Sexual Orientation)とは、恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかをいうものです。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル等の呼称の人がいます。 性自認(Gender Identity)とは、自己の性別についての認識のことをいいます。生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人を「トランスジェンダー」といいます。 レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった「LGBT」という言葉を、これら4つに限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的です。 また、性的指向と性自認の頭文字をとった「SOGI」という表現もあります。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみがもつものではなく、すべての人が持つものです。」
14	19	性自認や性的指向、暴力に関する相談や支援の窓口に、誰でも簡単にアクセスできるよう学校等に窓口の連絡先を記載したチラシを配布してほしい。子どもも含む多くの県民の目につきやすい場所へ掲示し、県内の支援・相談窓口を増やし、支援員の増員をすべきであり、計画に記載されたい。	様々な悩みに関する相談しやすい窓口づくりに向け取り組むこととしており、原案通りとします。
15	19	「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会をとらえて、関係機関との連携のもと、配偶者や交際相手等からの暴力や性犯罪・性暴力をはじめとする女性に対する暴力の根絶に対する県民の意識啓発を図ります。」について、女性から暴力を受けている男性やLGBTのカップル間でのDVも存在しており、女性以外の被害者を想定した文章に変更すべきである。	暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の女性の人権を著しく侵害する女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるため、特にその根絶に向けた意識啓発を行っていることから、原案通りとします。
16	19	「不適切な性・暴力表現等の排除に向けた社会的気運を高めるよう、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。」について、「不適切な性・暴力表現」の定義を行政が行うことは困難であり、表現の自由の観点から規制等に対する法的根拠が無いことから、行われるべきではない。第5次男女共同参画基本計画においても「違法な性・暴力表現」に改められており、同様に修正を行うべき。 ほか同様の御意見 9件	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】 不適切な性・暴力表現等の排除に向けた社会的気運を高めるよう、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。 【修正後】 性・暴力表現等による社会への影響について社会的な理解を高めるため、表現の自由を十分尊重しながら、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。
17	19	「若年層への教育・啓発の強化」とあるが、現計画では「推進」となっており、なぜ強化が必要なのか。教育は時間をかける必要がある。	国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議が令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、性犯罪・性暴力の根絶に向け、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と位置づけることとされております。こうした方針を踏まえ、学校等における教育や啓発の内容の充実も含め、より対策の強化が必要と考えております。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
18	19	家庭・学校が連携して児童生徒の性教育を積極的、体系的に進められるように時間、教材等の充実を希望する。ジェンダーバイアス等をつくらぬような多様性を認められる教育を実施してほしい。	御意見を参考にしながら、取組を進めてまいります。 なお、国において、生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育に関して、年齢に応じた啓発資料や手引書等を作成・改定される予定であり、こうした資料についても活用しつつ、取組を進めてまいります。
19	19	就学前から、科学的な性教育が必要であり、教職員にも教育が必要である。専門的な外部講師やアドバイザーを招くなど、教職員の負担を減らすなど、予算をつけて行っていただきたい。	教職員等に対する研修について、産婦人科医等の専門家等で構成する検討会において毎年テーマを検討し実施しており、御意見を参考にしながら学校教育における性教育の取組を進めてまいります。
20	19	性教育に関して、20歳くらいの年代でも必要な情報が必要な時に手に入らず困ったという声も聞く。生理の貧困についても、知識の貧困も課題である。必要な情報が早めに手に入るようにすれば、男女ともに生きやすい社会になるのではないかな。	御意見を参考にしながら、若年層に対する教育・啓発の取組を進めてまいります。
21	19	「不適切な性・暴力表現等を扱ったインターネット上の情報や出版物などの規制、排除に努め、青少年が有害環境に誘惑されることなく自らを大切にすることをはぐくむよう広報・啓発を進めます。」について、「不適切な性・暴力表現」の定義が曖昧である。また若年層への教育・啓発の強化には賛成だが、インターネット上の情報や出版物の規制や排除はいきすぎであり、知る権利や表現の自由の侵害ではないか。また実際の暴力や性被害に対応するリソースの減少にもつながるのではないかな。違法でない限り、メディアの情報や民間の出版物は、民間の自主規制によるゾーニングに留めるべき。制限ではなく、保護者の教育や義務教育による「他人に暴力を振るってはならない」「同意なく性的接触をしてはならない」といった、若年層への性同意の概念の啓発を徹底すべき。 ほか同様の御意見 18件	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。なお、滋賀県青少年の健全育成に関する条例による取組について記載をしております。本条例の保護対象は6歳以上18歳未満の青少年であり、当該青少年に対してのみ有害図書等の販売や閲覧等を制限しており、またインターネット利用時のフィルタリングの利用推奨等についても、当該青少年が利用する場合において、事業者が推奨する努力義務を求めているもので、広く県民全般を対象にしているものではなく、県民の自由と権利を不当に制限するものではありません。 【修正前】 不適切な性・暴力表現等を扱ったインターネット上の情報や出版物などの規制、排除に努め、青少年が有害環境に誘惑されることなく自らを大切にすることをはぐくむよう広報・啓発を進めます。 【修正後】 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある性・暴力表現等を扱った出版物等の販売の制限やインターネット利用におけるフィルタリングの推奨 に努め、青少年が有害環境に誘惑されることなく自らを大切にすることをはぐくむよう広報・啓発を進めます。
(2) あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等)			
22	20	「(2) あらゆる男女間の暴力の根絶」とあるが、DVや性暴力・セクシュアルハラスメントは男女を問わず同性間でも発生するものであり、「男女間」だけでなく同性間も含むよう変更すべきである。 ほか同様の御意見 2件	暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、DVや性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント等の暴力の背景には社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、こうした男女間の暴力について、特にその根絶に向けた取組を取り上げて記載していることから、原案通りとします。
23	20	滋賀県が女性等を犯罪等から守るネットワークについて、成人男性に対する防犯・福祉がおおざなりになっている、女性および女性団体から他者への差別・侮辱が深刻化している中、「女性等」を外すべきである。	女性に対するDVやストーカー、性犯罪やその前兆となる声かけ事案、つきまとい等をめぐっては、その特徴として、背景事情が複雑であることが多く、また身近な者からの被害が多いため被害が潜在化、深刻化しやすいことがあげられ、殺人などの重大な犯罪に発展するケースもあります。こうした状況に対応するため、女性や子どもを犯罪者等からの被害から守るために、滋賀県と滋賀県警察が相互の情報共有と連携を図り、さまざまな事案等に対する適切な対応と支援を行うことを目的として構築しているものであり、原案通りとします。
24	20	「インターネット上における違法・有害な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行います。」について、「有害」の定義が曖昧であり映画・ゲーム等の適法な創作物にまで対象を拡大されることが考えられる。本文章において先に挙げた創作物は定義から外れるように、「有害」という文言を明確な定義に変更すべきである。 ほか同様の御意見 10件	御意見を踏まえ、より対象を具体化するため、下記のとおり修正します。 【修正前】 インターネット上における違法・有害な性・暴力表現の流通等を防止するとともに… 【修正後】 リベンジポルノや児童ポルノ等 、インターネット上における違法・有害な性・暴力表現の流通等を防止するとともに…

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
25	20	女性を性の対象としてでなく、共に生きるパートナーとして尊重し、良い関係を築いていける人間になるような男性を育ててほしい。 痴漢防止のための缶バッジがあり、効果があるということなので、電車通学する女子学生に配布してほしい。	男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、女性に対する暴力の防止のため、様々な機会をとらえて啓発を行うこととしており、御意見も参考にしながら取り組んでまいります。
26	21	セクシュアルハラスメントだけでなく、パワーハラスメントについても明記してほしい。	男女がおかれている経済的状況や固定的性別役割分担意識等を背景とした暴力への対応について記載しており、原案のとおりとします。
27	21	滋賀県が委託している指定管理職場でのセクシャルハラスメントに対する相談窓口の設置や職場での再発防止のための聞き取りなどの対策を入れてほしい。	男女雇用機会均等法において社会福祉法人等も含め、事業主のセクシュアルハラスメント防止対策が義務付けられているほか、様々な分野においてセクシュアルハラスメント防止に向け取り組むこととしていることから、原案通りとします。
(3) 困難を抱える人々に対する支援			
28	22	県内では湖南市、彦根市において養育費の取り決めや受け取りに関する支援を行っており、養育費の取り決め・取り立てに行政が関与することで母子家庭の経済的安定を実現することができると考える。県と市町が一体となり、母子家庭の支援に取り組んでいただきたい。	原案において、養育費についての理解を深めるための啓発や、相談の実施、養育費の確保促進のための支援の実施について方針を示しております。具体的な施策の実施に当たっては、御意見も参考にしながら、市町との連携等も含め、取り組んでまいります。
(4) 防災における男女共同参画の推進			
29	23	防災における男女共同参画の推進について、性の多様性という観点を入れてはどうか。LGBTQの方が避難所において支援を受けづらいなどの問題もあり、相談窓口などを設けられると、多様性に配慮した支援ができるのではないかと。	男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、「男女共同参画」を進めるための計画であることから、社会全体としては性の多様性に関する理解の促進に取り組むこととしておりますが、個別分野における取組については原案通りとします。
30	23	防災における男女共同参画の推進に関して、県独自で、【ジェンダー視点での防災マニュアル】を作成し、市町へ周知して欲しい。また、2020年の防災カフェの『女性目線でチェック！防災の“落とし穴”とひと工夫』がとても良かった。今後もジェンダー視点での防災カフェを続けて実施して欲しい。	御意見も参考にしながら、防災に関する研修会や啓発事業等に男女共同参画の視点を取り入れ、取り組んでまいります。
31	23	男女共同参画を推進する立場から防災計画全体についてチェックし、災害対応の新たな取組を行うための組織を立ち上げられたい。防災会議に女性を登用するだけでは、実質的な効果は望めない。	女性の参画による防災力向上のための意見交換会の実施や、平時より防災部局と男女共同参画部局・男女共同参画センターとの連携を行い、女性の視点を意識した防災対策の実施に取り組んでいます。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
(5)人生100年時代の健康づくり			
32	23	生理の貧困のアンケートを踏まえ、それを生かした内容を盛り込んでほしい。アンケート調査では経済的な問題が数値的には大きい、コロナ禍における一時的な支援でなく、すべての女性が健康にらせる権利として計画に位置づけていただきたい。例えば、生理用品を無料で配布する取組、トイレの個室に置く取組、生理の仕組みを男女ともに科学的に理解し、学校や職場において性教育を行う取組など。また、生理に伴う体調不良等の啓発や、生理休暇をとれるようにすることも重要である。 ほか同様の御意見 22件	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 重点施策Ⅰ 基本認識 【修正前】「…生活できることが必要不可欠です。」 【修正後】「…生活できることが必要不可欠です。 <u>コロナ下においては、経済的な理由で生理用品の購入に支障をきたす「生理の貧困」の問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。</u> 取組の方向に下記を追記 <u>〇職場や地域、学校等の様々な場面において、生理の仕組みや心身の不調等を含めた女性特有の心身の状況についての理解を促進します。</u>
33	23	現在「生理の貧困」が問題視されており、公的な場所にトイレペーパーと同じように「生理用品を置く」等の具体的表現を入れていただきたい。	御意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。
34	23	コロナ禍で望まぬ妊娠という事が目立ち、学校教育での不備が根底にあると言われている。「妊娠・出産等についての希望を実現…広報・啓蒙活動や情報の提供などを行います」とあるが、もっと学校での性教育の充実をしていただけるよう具体的に記載されたい。 「男女が…」と言う記載なので幅広い性に対応した表現になることを望む。	学習指導要領に基づき、各年代に応じた性教育を実施しています。また性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための子どもの発達段階に配慮した教育の充実について原案で方針を示しており、原案通りとします。
35	24	女性の主観的健康感とはどういう意味か。語句の説明が必要ではないか。	現状と課題において「主観的健康寿命」についての用語の解説がありますが、これとほぼ同義です。
36	24	「妊娠・出産等に関する健康支援」について、異性の夫婦間において妊娠・出産後の女性をサポートする立場である男性の産休・育休の取得の推進を個人を問わず法人等にも促すことや、同性カップルにおいても養子を取り、育てる際の育休の取得の推進といった文章も盛り込むべきである。	男性本人や事業主へ向けた取組については、重点施策Ⅲ一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現の「男性の家事・育児・介護等参画促進」において取組の方向を示しています。また同性カップル間の養子に関する育休取得について、本計画は男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、「男女共同参画」を進めるための計画であることから、社会全体としては性の多様性に関する理解の促進に取り組むこととしておりますが、個別分野における取組については原案通りとします。
37	24	「妊娠・出産等に関する健康支援」において、子どもを持たない・持てない方への配慮が必要ではないか。	固定的性別役割分担意識等に捉われずに自分らしく生きられる社会に向け啓発等を行っていくこととしており、原案通りとします。
計画推進の目標値(重点施策Ⅰ)			
38	25	周産期の死亡見数は「全国平均より低い」でなくても、現状より少ないでいいのではないか。	滋賀県保健医療計画・淡海子ども・若者プランの目標値を合わせ、本計画においても目標設定しております。本指標については、医療技術の進展、保護者の治療に関する考え方等にも影響を受けることや、統計の連続性の観点から、現状値との比較ではなく、全国平均との比較により目標設定を行っているものです。
重点施策Ⅱ あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展			
基本認識			
39	26	「国体」表記を「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(国スポ・障スポ)」へ修正願いたい。	御意見のとおり修正します。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
40	26	〇〇長の女性の割合が少ない。議員数のクォーター制など、強制力をもった法律が必要だと思う。身近な自治会長やPTA会長も圧倒的に男性が多く、交流会や学習を積み重ね、女性がやってみようか、できるかとも思える環境を作りたい。身近で女性の長が増えれば、子どもの意識も変わると思う。	地域や様々な活動の「政策・方針決定の場」に女性が参画できるよう、支援を行うこととしており、御意見も参考にしながら取り組んでまいります。
(1) 企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速			
41	27	女性の活躍推進が積極的に展開されるよう、「経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築」では、わかりにくいので、「経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築」について、より具体的に表現して欲しい。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】「…経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図ります。」 【修正後】「…経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図り、 啓発や課題解決に向けた情報交換を行います。 」
(2) 地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進			
42	28	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定され、地方公共団体の責務が挙げられている。計画において女性の政治参画をしっかりと位置づけ、具体性のある取組を入れていただきたい。 ほか同様の御意見 10件	御意見を踏まえ、下記のとおり重点施策Ⅱの基本認識を修正するとともに、取組の方向を下記のとおり修正します。 重点施策Ⅱ 基本認識 【修正前】 女性活躍推進への理解が徐々に深まり、… 【修正後】 令和3年6月には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、政治分野における男女共同参画の推進の取組が強化されています。また、企業においても女性活躍推進への理解が徐々に深まり、… 【修正前】 (2) 地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進 (地域における様々な活動分野(自治会、PTA、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全、その他民間団体等)における政策・方針決定過程への女性の参画・男女共同参画の推進) … 〇女性の政治意識の向上と政治参加の促進を図るための啓発を行います。 【修正後】 (2) 政治分野 ・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進 (政治分野 ・地域における様々な活動分野(自治会、PTA、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全、その他民間団体等)における政策・方針決定過程への女性の参画・男女共同参画の推進) 〇 政治分野への女性の参画を進めるため、社会的障壁の状況について実態調査・情報収集に努め、環境の整備等を行うとともに、女性の政治意識の向上 やと政治参加の促進を図るための啓発を行います。
(3) 農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進			
43	28	「農業分野・スポーツ分野など」のみだしに対し、項目は「農林水産業における」となっているため、表記が一致していないのではないかと。また、本文についても「農業委員・JA役員等…、農林水産業における」となっており、農業に関することのみ例示されている。農業分野か農林水産業かを整理すべきと考える。	標題においては代表的な分野として、「農業」を取り上げておりますが、そのほかの農林水産業分野においても取組が必要であることを示すため、原案通りとします。
44	28	農業委員・JA役員等とあるが、JAは県と別組織ではないか。自治体の長が委嘱するものと、根拠法が異なるJAとで取り組み方が違うのではないかと。	農林水産業分野における政策・方針決定過程への参画において代表的な役職を例示的に挙げているものであり、原案通りとします。
計画推進の目標値(重点施策Ⅱ)			
45	30	日本が男女不平等である根底には、政策・意思決定過程に女性がいないことが決定的だったと思う。県の附属機関の委員は40%を達成しているが、管理的職業従事者に占める女性の割合が20%という目標はあまりにも低いのではないかと。 ほか同様の御意見 2件	御意見を踏まえ、「管理的職業従事者に占める女性の割合」の目標値について、下記のとおり修正します。 【修正前】20% 【修正後】 30%

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
46	30	自治会の目標値が代表または副代表となっているが、代表とすべき。副代表ではこれまでの構図とあまり変わらない。	現状、自治会の代表・副代表に占める女性の割合は低く、まずは副代表であっても、方針決定の場に女性の参画が進むことが重要と考えており、原案通りとします。
47	30	国体女性監督数について、基本数が不明では改善が見えにくいのではないかと。	御意見を踏まえ、下記のとおり実績値の記載を修正します。 【修正前】7名 【修正後】7名 <u>122名</u>
重点施策Ⅲ 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現			
基本認識			
48	31	男性の育児休業取得率が低いのは、女性の賃金が低いため、家計のことを考えると女性が取る方が効率的と考えるからである。賃金格差の是正の視点を入れていただきたい。	男女間の賃金格差の要因については、「管理職の女性が少ない」こと、「平均勤続年数が短い」こと等が考えられ、企業における女性の管理職を増やしていくための取組や、継続就業のための支援等に取り組むこととしていることから、原案通りとします。
49	31	基本認識の2つめの○で妊娠・出産・育児等とあるが、介護を加えないのはなぜか。	本記載はM字カーブの落ち込む25～44歳の期間の女性の状況を想定した記載であり、原案通りとします。なお、この年代に介護がないということではなく、「等」に含まれると考えます。
50	31	コロナ禍の中、非正規の女性、アルバイト、大学生が失業・貧困などの様々な困難の状態にいる。女性に非正規労働者が多いのは、男性の働き方自体が長時間労働で女性は家事、育児で短時間の労働を選ばざるを得ないためである。女性も正規で働けるよう、男女とも人間らしく働けるルールの確立を求める。 ほか同様の御意見 2件	御意見も参考にしながら、男女ともに仕事と生活の両立ができる環境づくりや、女性が希望する働き方が実現できるよう就労支援、非正規・正規間の公正な待遇確保のための取組を進めてまいります。
51	31	女性の就業支援、女性の活躍推進は、女性が今の男性並みの働き方に近づくことを目指すものではなく、パートナーとなる男性の現状の働き方を改善することが重要であるため、重点施策Ⅲに労働者、特に男性の働き方改革について記載されたい。	性別に関わらず、仕事と生活の両立が図れるよう、事業主に対する長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等の制度の利用しやすい職場環境づくりの働きかけ等について記載しております。
52	31	コロナ禍を経験し、企業経営のオンライン化、DX化が急速に浸透し、働き方が大きく変化していくことが予想される。このため、働く場所や時間が柔軟になり、子育てや介護を理由とする離職が減少し、男性の家庭生活や地域活動への関わりも増加していくことが考えられる。今後、滋賀県において女性が働き続けるためには、デジタル基盤整備を図っていく必要があると思う。	平成30年度に策定した「滋賀県ICT推進戦略」に基づき、IoTの推進による地域の課題解決と本県経済の活性化およびICTによる「働き方改革」の実現に取り組むこととしており、御意見いただいた視点も踏まえ、取り組んでまいります。
(1) 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援			
53	33	男女間の賃金格差解消に向け、目標・期限を明確にして取り組む必要がある。男女の賃金格差は基本給が同じでも、役職手当・職務給など男女の格差が出る仕組みがある。その是正が必要。	御意見も参考にしながら、賃金格差の背景にある要因等にも着目し、企業における女性の管理職を増やしていくための取組や、継続就業のための支援等に取り組んでまいります。
54	33	医療・介護・保育等の分野における女性の活躍支援に看護・障がい福祉・学童保育を加えられたい。また、「処遇改善」を「増員・賃上げ等、抜本的な処遇改善」にされたい。 ほか同様の御意見 1件	保育所や介護事業所等については、国の定める基準によりその運営にかかる費用が支払われており、増員や賃上げについて県が主導して行うことは困難ですが、働きやすい職場づくりに向けた取組を進めることとしており、原案通りとします。
55	33	「医療・介護・保育の分野における女性の活躍支援」について、女性看護師への支援項目も必要。	御意見を踏まえ、下記のとおり取組を追記します。 <u>○出産・育児等により離職した潜在看護職員の就職あっせんや再就職支援を行います。また、病院内保育所の運営支援やワークライフバランスの推進、相談体制の整備等により勤務環境の改善を促進し、看護職員の働きやすい職場環境づくりの取組を支援します。</u>

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
56	33	公立保育所等でも会計年度任用職員等の非正規雇用が増加している問題がある。必要な人員は正規雇用により自治体から率先して実施すべきである。	公立保育所等の雇用に関しては市町の判断となります。
(2)柔軟で多様な働き方の実現			
57	34	「就業への心構え」という言葉に違和感を持つ。就業の基礎知識が良いのでは。	起業にあたっては、基礎的知識のみならず、心理面においてもしっかり準備が必要と考えますので、「就業への心構え」としていただきます。
58	34	「在宅ワーク等の新しい働き方を普及するなど、育児や介護等により外で働くことが困難な場合の働き方の選択肢を広げます。」育児や介護等で外で働くことが困難な人にとって、在宅を選んだのではなく、選ばざるを得なかったものであり、在宅で働くことを支援するより、育児や介護等を支援できる体制を整え、最低賃金を上げ、在宅ワークか、それ以外の仕事かを選べるようにすることが重要。根本的に見直してほしい。	子育て・介護しながら働ける環境づくり等の取組はもとより、多様な働き方の選択肢の一つとしての在宅ワークの普及について記載しており、原案通りとします。
(3)仕事と生活の両立ができる環境づくり			
59	35	中小企業にとってはワークライフバランスを推進すると工期や納期の遅れに繋がり、事業が立ち行かなくなってしまうというジレンマがあると聞いている。個別の企業に働きかけをするだけでは推進につながらないので、団体への積極的な働きかけについて、より具体的な表現にしたほうが良いと考える。	経済団体、労働団体、行政等の連携による企業等の女性活躍の取組の展開に関する方針について、重点施策Ⅱ「女性の活躍促進に向けた連携体制の構築」において記載しております。取組の実施段階においては、県が行う事業等について、経済団体等に周知等の協力をいただく等具体的な連携を行っていることから、原案通りとします。
60	35	安心して働ける子育て支援については、働いていなくても子どもを預けられるシステムなど、もっと充実されたい。	保育所等において子どもを一時的に預かる事業等、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実してまいります。
61	35	「子どもが保育所から小学校に就学するにあたり」とあるが、子どもの就学を機に母親が就業するケースもあり、それを支援するのにも男女共同参画・女性活躍の本筋と考えるが、放課後児童クラブが保育所を卒園した児童のみを対象としているように受け止められる表現はいかがなものか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正前】「…子どもが保育所から小学校に就学するに当たり適切な環境を整えるため…」 【修正後】「…子どもが保育所等から就学するに当たり適切な環境を整えるため…」
62	35	子どもたちを詰め込むだけの場所や早期教育ばかりを優先するような企業経営の保育所や幼稚園が増えないようにされたい。親の働き方に合わせた保育ではなく、子どもたちの発達保障ができる場になるよう、休日保育ができる場所ばかりを増やすのではなく、親たちの働き方を見直すよう県内の企業に働きかけていただきたい。	御意見も参考にしながら、保育の質の確保・向上に努めるとともに、仕事と生活の両立ができる環境づくりについて、企業に啓発・働きかけを行ってまいります。
(4)男性の家事・育児・介護等参画促進			
63	36	男性の家事育児の推進について、女性活躍推進法のように男性家事育児活躍推進法を作り、本気で取り組む姿勢を打ち出してはどうか。	原案において男性の家事・育児・介護等への参画促進の方針を示しており、御意見も参考にしながら取組を進めてまいります。
64	36	「男性の育児休業の取得に向けた気運醸成を図るとともに、事業主に対して男性労働者の育児休業取得を働きかけます。」について、妊娠中の女性のサポートも重要であり、育休のみならず産休(妊娠中の配偶者をサポートするための休暇)の取得推進も盛り込むべきである。	御意見を参考にしながら、こうした制度を活用する企業等の好事例を発信すること等により、ワーク・ライフ・バランスがとれる職場環境づくりや男性の育児への参画の取組を進めてまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
計画推進の目標値(重点施策Ⅲ)			
65	37	女性の就業率の目標は正規・非正規別の割合を出してほしい。非正規が増えるだけではコロナ禍や災害時に女性が貧困に陥ることを繰り返してしまう。 ほか同様の御意見 2件	女性の希望する働き方を実現する観点から、目標値において、雇用形態別の目標設定は困難と考えます。 しかしながら、当該目標値の進捗の評価を行うために、雇用形態別の状況は重要な要素であることから、女性の正規・非正規別の就業率(25～44歳)を参考指標とし、目標値の進捗と同時に公表することとします。 また、非正規・正規間の公正な待遇確保のための取組を進めてまいります。
重点施策Ⅳ 男女共同参画意識の浸透			
基本認識			
66	38	男女共同参画にかかる意識の問題については、女性就業率の高い福井県においても管理的業務に従事する女性の比率は低くなっており、就業だけでは改善に向かわないと思われる。男性優先の意識の原因を探り、その上で施策を講じることが必要ではないか。	御意見も参考にしながら、データを収集し施策の推進に生かしてまいります。
67	38	男女共同参画を阻むものは固定的役割分担意識であると記載があるが、なぜその意識がずっと継続しているのか、そのほうが現状の社会で権力を持っている人々にとっては都合がいいからではないか。意識の問題として表面的に扱うのではなく、もっと深く背景や要因を掘り下げられたい。	御意見も参考にしながら、データを収集し施策の推進に生かしてまいります。
(1) 男女共同参画意識の浸透と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた啓発・教育			
68	39	無意識の思い込みについて一番大きく意識に影響するのはメディアである。メディアに対してどのように判断して、正しい情報を判断していくかという取組が後退しているように思う。メディアリテラシーを進めていくという施策を入れていただきたい。 ほか同様の御意見 3件	御意見を踏まえ、重点施策Ⅳに以下を追記します。 〇メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図ります。
69	39	何らかの理由で男性が働けない家庭の場合が考慮されていないのではないか。男性の育児介護休暇だけでなく男性の休業、育児介護などでの離職・再就職や、労働時間短縮なども示してほしい。	多様な生き方を尊重する男女共同参画の実現に向け、固定的性別役割分担に捉われないことは、様々な事情がある家庭・個人の生きづらさの解消にもつながると考えます。 また、重点施策Ⅲにおいて、性別に関わらず、育児・介護を行いながら働き続けられる職場環境づくりを進めること、また多様な柔軟な働き方の促進に取り組むこととしていることから、原案通りとします。
70	39	学校は男女共同参画を進める上で大変重要な場であり、アンコンシャス・バイアス解消に向けた取り組みとして、教職員らへの「隠れたカリキュラム」の研修を進める内容の項目を入れられたい。	教職員等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるための研修の実施等についての方向性を示しており、研修の実施等においては、御意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。
71	39	人生100年時代が到来し、経済的、精神的にも夫に依存していた高齢女性が配偶者を失い、コロナ下の日々残された人生のあり方などについて、とまどい悩み非常に不安定な状況にあり、それらに配慮した支援が必要。老人クラブ等と共に人生100年時代の生き方など考え学ぶ機会を設ける必要があると考える。	御意見も参考にしながら、高齢女性に対する学びの機会の確保等について検討してまいります。 なお、県立男女共同参画センターでは、地域生活に密着した課題や男女共同参画について考え、つながりを持つことができるG-NETカフェ、G-NETほっとセミナーやしがWO・MANネット登録団体によるWO・MANネット講座など年齢に関わらず、学びの機会を提供しています。
(2) 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進			
72	39	「公共の分野における表現については、多様な受け手を想定し、共感が得られる表現にしていくことが求められます。また、性別に基づく固定観念にとらわれない多様なイメージが社会に浸透していくよう、自ら率先して模範を示すとともに、市町に対しても取組が進むよう支援していく必要があります。」について、町おこしが影響を受ける事になれば、アニメ・ゲーム・漫画等の作り手である女性達、その受け手である女性達の表現の自由が侵害される事になる。またそれ以外にも、特定の絵柄、表現が公共に相応しくないと排除される空気が形成されれば、民間企業や私人にも同じ規制基準が適用され、女性の表現の自由が大きく妨げられる危険性ははらんでいる。 表現の自由を尊重する旨を記載するべきである。	行政の刊行物等、公共の分野における表現については、原案に記載のとおり、多様な人の共感を得られる表現にしていくことが必要と考えております。御意見も参考にしながら、取り組んでまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
73	40	行政の刊行物等における固定的な性別役割をイメージする表現等の点検・是正については、行き過ぎると『男性は教育的立場についてはならない』『女性は家事をしてはならない』という、それはそれで歪んだ性別役割が発生してしまうため、イラストの数が少ない場合は、逆に是正等はしない方がいいと考える。 『男女どっちがやってもおかしくない』という考え方を広めたいなら性別役割の是正に固執する事は無いのではないか。	御意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
第5章 計画の総合的な推進			
74	43	県立男女共同参画センターの取り組みにおいて、具体的にやるべきことを(市、町ではやれないこと)県民と話す場、男女、世代問わず設けられたい。	御意見を参考にしながら、広く県民の意見をお聞きして取組を進めてまいります。
その他(各項目に分類できないもの)			
75	-	本プランを複数の媒体で県民に広く周知することが重要と考えます。	計画の啓発について、御意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
76	-	数値目標が低いと考える。 社会全体の平等感を50%にするためには、実際に、例えば「防災会議の委員に占める女性の割合」30%、「自治会長、副会長に占める女性の割合」17%、「管理的職業従事者に占める女性の割合」20%という数値は低く、もっと目標値を高めるべきである。 フランスのパリテ法のように、強制はできないが、企業や自治体において男女を半々にしていくよう、施策を推し進めるべき。	御意見を踏まえ、「管理的職業従事者に占める女性の割合」の目標値について、下記のとおり修正します。そのほかの目標値については、原案通りとします。 【修正前】20% 【修正後】 30%
77	-	男女共同参画推進の上で女性の比率を高めることの重要性や取り組みの加速が必要としながら、計画推進の目標値があまりにも低く、本気ですすめていく意思が感じられない。 管理的職業従事者、自治会、農業委員等の目標数値を引き上げ、そのために何をすべきかの立場で計画されたい。	御意見を踏まえ、「管理的職業従事者に占める女性の割合」の目標値について、下記のとおり修正します。そのほかの目標値については、原案通りとします。 【修正前】20% 【修正後】 30%
78	-	プランの目標値には多くの項目があり、すべて必要な取り組みであることは理解するが、この取組期間に特に力を入れる項目を明示してはどうか。	計画の広報段階においては代表的な目標値を示すなど、御意見を参考に、わかりやすい広報に努めてまいります。
79	-	「取組の方向」はなぜ「取組」ではないのか。あいまいであり、逃げの姿勢のように思える。また目標値の根拠・考え方を示されたい。各部局から出された無理しない範囲の無難な目標値を記載しているように思える。	令和7年度までの長期間にわたる計画であり、取組自体はその情勢に応じて変更の可能性があることから、その方向性を示すものであるため「取組の方向」としているものです。 また、目標値については本計画の進捗管理を客観的に行うために設定しているものです。
80	-	全体に記述されている取組の主体は誰なのか、よく分からない。「私たちが変わり続ける…」の「私たち」は県民全体か。	取組の方向においては、基本的に、県として取り組むべき内容を記載しております。 一方で、本計画は、行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画としての位置づけをしており、計画の基本理念等については県民全体で共有するものとの位置づけで作成しております。御指摘の重点施策Ⅳ基本認識の記載における「私たち」については、県民全体を示しています。
81	-	外来語、カタカナ語が多用されていて、わかりにくい。たとえば「エンパワーメント」など。	「エンパワーメント」など、わかりにくい用語については注釈を加えております。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
82	-	西暦と和暦が混在し、特に目標値表等について、必要なところは西暦の後に()で和暦を書くなど全体を統一できないか。 ほか同様の御意見 1件	御意見を踏まえ、可能な範囲で元号と西暦を併記します。